

平成 24 年度 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書を受けて講じた措置のフォローアップ結果

1. 本フォローアップ結果の位置付け

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成 23 年 5 月 24 日閣議決定）に基づき設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査、検証及び提言を行うことを目的として平成 23 年 5 月 24 日に発足し、同年 12 月 26 日の第 6 回委員会において中間報告の取りまとめを行い、さらに、平成 24 年 7 月 23 日の第 13 回委員会において最終報告の取りまとめを行った。

中間報告及び最終報告には、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因究明等の調査・検証結果のほか、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言が盛り込まれている（表 1）。政府事故調の提言については、政府において、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、着実なフォローアップをすることが求められており（表 2）、本報告書は、これを受け、平成 24 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。

表 1 政府事故調提言項目一覧

提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

1. 複合災害を視野に入れた対策に関する提言
2. リスク認識の転換を求める提言
3. 「被害者の視点からの欠陥分析」に関する提言
4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

提言（2）原子力発電の安全対策に関するもの

1. 事故防止策の構築に関する提言
2. 総合リスク評価の必要性に関する提言
3. シビアアクシデント対策に関する提言

提言（3）原子力災害に対応する態勢に関するもの

1. 原災時の危機管理態勢の再構築に関する提言
2. 原子力災害対策本部の在り方に関する提言

3. オフサイトセンターに関する提言
4. 原災対応における県の役割に関する提言

提言（４）被害の防止・軽減策に関するもの

1. 広報とリスクコミュニケーションに関する提言
2. モニタリングの運用改善に関する提言
3. SPEEDI システムに関する提言
4. 住民避難の在り方に関する提言
5. 安定ヨウ素剤の服用に関する提言
6. 緊急被ばく医療機関に関する提言
7. 放射線に関する国民の理解に関する提言
8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援受入れに関する提言

提言（５）国際的調和に関するもの

1. IAEA 基準などとの国際的調和に関する提言

提言（６）関係機関の在り方に関するもの

1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言
2. 東京電力の在り方に関する提言
3. 安全文化の再構築に関する提言

提言（７）継続的な原因解明・被害調査に関するもの

1. 事故原因の解明継続に関する提言
2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言

表 2 政府事故調提言抜粋

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。また、関係自治体、東京電力、その他の関係機関においても、同様に提言を反映・実施するとともに、取組状況をフォローアップすることを求めたい。

2. 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言（１）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

提言（１） 1. 複合災害を視野に入れた対策に関する提言

今後、原子力発電所の安全対策を見直す際には、大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定が必要である。

平成 24 年 9 月 19 日に施行された原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。）において改正された原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、大規模な自然災害等による原子力災害の発生も想定して対応策を整備することが国の責務として明確化された。また、原災法第 6 条の 2 第 1 項に基づく原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化するとともに、複合災害等を想定した訓練の実施について記載した。

また、防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日中央防災会議決定）や原子力災害対策マニュアル（同年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会決定）を改定し、①大規模な自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部との間で物資調達・輸送等の業務を連携協力の下で実施するとともに、②自治体職員も含め複合災害に対応できるよう参集要員を確保することとした。

さらに、予算措置として、複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備した。具体的には、①中央と現地の各拠点（総理大臣官邸（以下「官邸」という。）、原子力規制庁内の緊急時対応センター（ERC: Emergency Response Center）、原災法第 12 条第 1 項に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁（以下「立地道府県庁」という。))をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備するとともに、テレビ会議や緊急時対策支援システム（ERSS: Emergency Response Support System）について衛星通信も配備し、②オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充し、代替

オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施した（平成 24 年度 62.3 億円）。引き続き、複合災害も想定した様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを継続的に改定するなどして、防災業務の実施体制を見直し、不断に防災体制の強化を図っていくことが必要である。

なお、設置法附則第 6 条第 7 項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ、検討を進めることとしている。

提言（１）２．リスク認識の転換を求める提言

- ① 日本は古来、様々な自然災害に襲われてきた「災害大国」であることを肝に銘じて、自然界の脅威、地殻変動の規模と時間スケールの大きさに対し、謙虚に向き合うことが必要である。
- ② リスクのとらえ方を大きく転換することが必要である。今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである、という新たな防災思想が、行政においても企業においても確立される必要がある。
- ③ 安全対策・防災対策の範囲について一定の線引きをした場合、「残余のリスク」、「残る課題」とされた問題を放置することなく、更なる掘り下げた検討を確実に継続させるための制度が必要である。

設置法附則第 17 条において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、①重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故（シビアアクシデント）対策も含まれることの明確化を行うなど重大事故（シビアアクシデント）対策の強化、②許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも当該基準に適合させる制度を導入（バックフィット制度の導入）等の措置が講じられた。

また、設置法により改正された原災法に基づき原子力災害対策指針を策定し、避難等の防護措置を講ずる区域が広範囲になることを踏まえ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね 5 km を目安。）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。）を設定した。緊急時における判断や防護措置実施の基準となる緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level. 施設の状況により評価。）や運用上の介入レベル（OIL：Operation Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。）を設定し、これらの区分ごとに国と地方公共団体が採るべき情報提供、モニタリング、安定ヨウ素剤の予防服用を始めとした防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、原子力施設外における対応（以下「オフサイト対応」という。）に関する措置を強化した。

提言（１）３．「被害者の視点からの欠陥分析」に関する提言

事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用に当たっては、地域の避難計画を含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、「被害者の視点」を見据えたリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、そうした取組を定着させるべきである。

なお、住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。

原子力災害対策指針において、原子力災害対策に係る計画を策定する際や原子力災害対策を実施するに当たって、「住民の視点に立った防災計画を策定」すべきであるという考え方を規定した。

また、現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、体制を整備した。具体的には、①プラントの事故収束対応等の原子力施設内における対応（以下「オンサイト対応」という。）については、電力本店等に事業者との連絡調整拠点（原子力施設事態即応センター）を設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣することとするとともに、②住民の放射線防護・生活支援等のオフサイト対応については、

オフサイトセンターに自治体等との連絡調整拠点となる現地対策本部を設置し、環境省副大臣（又は環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとした。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び設置法附則により改正された原災法の規定により、平成 25 年 3 月 18 日までに、原子力災害対策指針等に基づき、原子力災害発生時の避難計画等を含む地域防災計画を改定することとされた。各地方公共団体における改定に向けた検討を支援するため、説明会を実施するとともに、平成 24 年 12 月には地域防災計画作成マニュアル改訂版を策定した。また、UPZ に包含される地域は、複数の府県をまたがる場合も想定されるため、国が複数の府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施した。さらに、地域防災計画の策定に当たり UPZ 決定の参考とすべき情報を得るために、福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が、より厳しい条件で発生したと仮定した放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、結果を公表した（平成 24 年 10 月の公表後、同年 12 月 13 日に修正。）。なお、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画の策定状況は、平成 25 年 4 月末時点で、対象となる地方公共団体のうちの約 4 分の 3 が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

提言（1）4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- ① 地震についての科学的知見はいまだ不十分なものであり、研究成果を逐次取り入れて防災対策に生かしていかなければならない。換言すれば、ある時点までの知見で決められた方針を長期間にわたって引きずり続けることなく、地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。

内閣府に設置された南海トラフの巨大地震モデル検討会、首都直下地震モデル検討会などにおいて、最新の科学的知見に基づき、南海トラフや首都直下における最大クラスの地震・津波像を検討している。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年 3 月、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置が決

定された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループや、首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、両モデル検討会の検討結果を受け、巨大地震対策について検討している。

南海トラフ巨大地震については、平成 24 年 8 月 29 日に南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等の推計（第二次報告）及び建物・人的被害の想定（第一次報告）を、平成 25 年 3 月 18 日に施設等の被害及び経済的な被害の想定（第二次報告）を取りまとめ、これらの被害想定結果等も踏まえ、同年 5 月 28 日に最終報告を取りまとめた。今後は、南海トラフ巨大地震対策大綱、地震防災戦略等を策定し、防災対策を推進していく予定である。また、首都直下地震については、首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、技術的かつ論理的にしっかり検討した上で最終報告を取りまとめる予定である。

提言（1）4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- ② 発生確率が低いかあるいは不明という理由により、財源等の制約からある地域が防災対策の強化対象から外されていた場合、万一、大地震・大津波が発生すると被害は非常に大きくなると考えられる。行政は、少数であっても地震研究者が危険性を指摘する特定の領域や、例えば津波堆積物のような古い時代に大地震・大津波が発生した形跡がある領域については、地震の実態解明を急ぐための研究プロジェクトを立ち上げるとか、関係地域に情報を開示して、行政、住民、専門家が一体となって万一に備える新しい発想の防災計画を策定する等の取組をすべきである。

内閣府に設置された南海トラフの巨大地震モデル検討会、首都直下地震モデル検討会などにおいて、最新の科学的知見に基づき、南海トラフや首都直下における最大クラスの地震・津波像を検討している。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年 3 月、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置が決定された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループや、首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、両モデル検討会の検討結果を受け、巨大地震対策について検討している。

南海トラフ巨大地震については、平成 24 年 8 月 29 日に南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等の推計（第二次報告）及び建物・人的被害の想定（第

一次報告)を、平成25年3月18日に施設等の被害及び経済的な被害の想定(第二次報告)を取りまとめ、これらの被害想定結果等も踏まえ、同年5月28日に最終報告を取りまとめた。今後は、南海トラフ巨大地震対策大綱、地震防災戦略等を策定し、防災対策を推進していく予定である。また、首都直下地震については、首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、技術的かつ論理的にしっかり検討した上で最終報告を取りまとめる予定である。

また、東日本大震災を踏まえ政府の10年間の地震調査研究の方針である「新たな地震調査研究の推進について」(平成21年4月21日地震調査研究推進本部)を見直し、中央防災会議の議論を経た上で、平成24年9月6日に改訂した。本方針では、「東北地方太平洋沖地震の影響により、震源域周辺での津波を伴う規模の大きい誘発地震が発生する可能性も懸念されており、これらの地震・津波などについても調査観測を推進することとしている。

なお、これらの地域以外においても、大きな被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭に置いて調査観測を推進し、知見を蓄積していく必要がある」等とされており、これに基づいて平成25年度予算に所要の経費を計上している。具体的には、①地震発生の可能性が指摘されており、関係自治体から調査実施の要望があるとともに、調査未了域となっている日本海側において、地震・津波の調査研究を実施するための経費や、②過去大津波発生の際の痕跡があり、調査が進められていない南西諸島において、地震・津波の調査研究を実施するための経費などを計上している。両事業においては、行政、住民、専門家が一体となって防災対策等を検討するため、地域の説明会や研究会等を開催し、事業を進める中で得られた新たな知見を活用すること等により、自治体における防災計画や復旧・復興計画の策定に生かすこととしている。加えて、平成25年度予算において、総合的な地震対策の検討を実施するに当たっての基礎調査として、最新の科学的知見を用いて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏の直下型地震について、想定地震の再評価及び被害想定に関する経費を計上しており、引き続き、南海トラフの巨大地震モデル検討会、首都直下地震モデル検討会において最新の科学的知見に基づいた検討を進めることとしている。

提言(1)4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

③ 今後は原発立地の領域における災害リスクを注視すべきである。原子力発電所の防災対策は保安院の担当とされてきたが、中央防災会議の方針は原子力発電所の防災対策にも密接に関連することから、中央防災会議においても原子力発電所を念頭に置いた検討を行うべきである。

平成 23 年 12 月 27 日開催の中央防災会議において、原子力発電所等が設置されている地域において想定地震や想定津波を検討する際には、地震の震源域や津波の波源域の詳細な調査分析を行うよう、防災基本計画を修正した。また、平成 24 年 9 月 6 日開催の中央防災会議において、オフサイトセンターが機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくことなどを内容とする防災基本計画の修正を行った。

また、原子力災害対策については、原子力規制委員会に加え、内閣府に設置された原子力災害対策担当室において対応することとしており、その職員には原子力規制庁次長以下の原子力規制庁職員を併任発令し、相互の連携を図っている。今後も引き続き、関係行政機関で連携を図りつつ、防災に係る検討を行っていくこととしている。

提言（２）原子力発電の安全対策に関するもの

提言（２）１．事故防止策の構築に関する提言

福島第一原発における事故対処や、国や東京電力等による事前の事故防止策に関わる技術的、原子力工学的な問題点を解消・改善するためにどのような具体的取組が必要かは、原子力全般についての高度な専門的知見を踏まえた検討が必要なものも少なくない。これについては、原子力発電に関わる関係者において、その専門的知見を活用して具体化すべきであり、その検討に当たっては、当委員会が指摘した問題点を十分考慮するとともに、その検討の経緯及び結果について社会への説明責任を果たす必要があると考える。

平成 24 年 9 月 19 日に施行された設置法により、原子力規制委員会に、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び独立行政法人評価委員会を置くこととされた。また、個別の原子力安全規制等については、東京電力福島原子力発電所事故の教訓や最新の技術的知見、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関の定める規則基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から構成される検討チーム等を立ち上げ、議論を行った（表 2）。なお、同日の平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の意思決定のルール、「透明性」、「中立性」の確保等が議論され、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等を策定し、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論についても原則公開することを決定した。

表 2 原子力規制委員会に設置された検討チーム等

新規制基準の策定関係

- 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
- 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム
- 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム
- 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム

原子力災害対策関係

- 原子力災害事前対策等に関する検討チーム
- 緊急被ばく医療に関する検討チーム
- 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

特定の施設関係

- 特定原子力施設監視・評価検討会
- 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会
- 浜岡原子力発電所5号機の海水流入事象に関する監視・評価検討会

その他

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム
- 核セキュリティに関する検討会
- 技術情報検討会
- 原子力規制委員会政策評価懇談会

提言（2）2. 総合的リスク評価の必要性に関する提言

施設の置かれた自然環境は様々であり、発生頻度は高くない場合ではあっても、地震・地震随伴事象以外の溢水・火山・火災等の外的事象及び従前から評価の対象としてきた内的事象をも考慮に入れて、施設の置かれた自然環境特性に応じて総合的なリスク評価を事業者が行い、規制当局等が確認を行うことが必要である。その際には、必ずしも PSA の標準化が完了していない外的事象についても、事業者は現段階で可能な手法を積極的に用いるとともに、国においてもその研究が促進されるよう支援することが必要である。

発電用原子炉に対する新たな規制は、設置法の施行日から10月以内（平成25

年7月18日まで)の政令で定める日から、それ以外の施設(核燃料施設等)に対する新たな規制は、1年3月以内政令で定める日(同年12月18日まで)の政令で定める日から施行することとされている。これに向け立ち上げられた各種の検討チームでは、公開の場で基準案等の検討を行っており、こうした検討においては、外部事象も含めて確率論的リスク評価を前提に議論を行っている。

また、予算措置として、リスク情報を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、リスク情報を活用するための基盤となる確率論的リスク評価等について、手法及びデータの整備及び高度化を行っている(平成24年度2.8億円)。

提言(2)3. シビアアクシデント対策に関する提言

原子力発電施設の安全を今後とも確保していくためには、外的事象をも考慮に入れた総合的安全評価を実施し、様々な種類の内的事象や外的事象の各特性に対する施設の脆弱性を見だし、それらの脆弱性に対し、設計基準事象を大幅に超え、炉心が重大な損傷を受けるような場合を想定して有効な対策(シビアアクシデント対策)を検討し準備しておく必要がある。また、それらのシビアアクシデント対策の有効性について、PSA等の手法により評価する必要がある。

設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、①重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故(シビアアクシデント)対策も含まれることの明確化を行うなど重大事故(シビアアクシデント)対策の強化、②許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも当該基準に適合させる制度を導入(バックフィット制度の導入)等の措置を講じた。

このうち、発電用原子炉の規制は、設置法の施行日から10月以内(平成25年7月18日まで)の政令で定める日から、それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日(同年12月18日まで)から施行することとされている。発電用原子炉に係る新規制の施行に向け、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に

関する検討チーム」、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」を立ち上げ、発電用原子炉に関する基準等について検討した。発電用原子炉の新規制基準に関する検討チームでは、従来の設計基準の強化や重大事故（シビアアクシデント）対策等に関する基準について、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チームでは、地震及び津波に対する設計基準について議論した。その際には、外部事象（適用可能なもの）も含めて確率論的リスク評価を前提とした上で、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界最高水準の安全水準の基準となるよう議論を行った。これらの議論を踏まえてまとめられた新規制基準の骨子案については、①従来の設計基準の強化、②重大事故（シビアアクシデント）対策等に関する基準、③地震及び津波に対する設計基準の3つの骨子案について平成25年2月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえて、同年4月3日の平成25年度第1回原子力規制委員会において骨子を確定させた。この骨子及び発電用原子炉の安全規制の制度整備に関する検討チームでの検討結果に基づき関係規則、告示、内規の条文案を作成し、同年4月11日から同年5月10日にかけてパブリックコメントの募集を実施したところである（表3及び表4）。

表3 新たな原子力規制制度策定に向けたスケジュール

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月11日：発電用原子炉に係る新規制基準について、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施。 ・平成25年6月下旬から7月上旬：発電用原子炉に係る新規制基準の公布 ・平成25年7月中旬：発電用原子炉に係る新規制基準の施行 ・平成25年12月中旬まで：核燃料施設等の新規制基準の施行 |
|---|

表4 発電用軽水型原子炉の新規制基準の骨子案（ポイント）

| 主な検討項目 | 新規制基準骨子案 |
|---------|--|
| 設計基準の強化 | 設計上考慮すべき自然事象として、竜巻、森林火災等を追加 火災防護対策の強化・徹底 安全上特に重要な機器の信頼性強化 外部電源の強化 熱を逃す系統の物理的防護 |

| 主な検討項目 | 新規制基準骨子案 |
|-----------------------------------|---|
| 重大事故（シビアアクシデント）対策 （炉心損傷防止対策） | 通常操作による原子炉停止に失敗した場合の対策 原子炉冷却機能 / 減圧機能喪失時の対策 最終ヒートシンク喪失時の対策 サポート機能（電源・水等）の確保 |
| 重大事故（シビアアクシデント）対策 （格納容器破損防止対策） | 格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減対策（格納容器スプレイ） 格納容器の除熱・減圧対策（フィルタ・ベント） 格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却対策 格納容器内の水素爆発防止対策 原子炉建屋等の水素爆発防止対策 使用済燃料貯蔵プールの冷却対策 |
| 意図的な航空機衝突などへの対策 | 意図的な航空機衝突などのテロリズムにより炉心損傷が発生した場合に使用できる施設（特定安全施設）の整備を要求 |
| 敷地外への放射性物質の拡散抑制対策 | 格納容器が破損に至った場合などを想定し、屋外放水設備の設置などを要求 |
| 津波に対する基準の厳格化 | 既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求 |
| 高い耐震性を要求する対象の拡大 | 津波防護機能を有する施設等は、地震により浸水防止機能等が喪失しないよう、原子炉圧力容器等と同じ耐震設計上最も高い「Sクラス」とする |
| 活断層の認定基準の厳格化 | 耐震設計上考慮する活断層の認定において、必要な場合は中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って活動性を評価 |
| より精密な基準地震動の策定 | サイト敷地の地下構造を三次元的に把握 |
| 地震による揺れに加え、地盤の「ずれや変形」に対する基準を明確化 | Sクラスの建物・構築物等は、その真下に活動性のある断層が無い地盤に設置 |

提言（3）原子力災害に対応する態勢に関するもの

提言（3）1．原災時の危機管理態勢の再構築に関する提言

今回の事態を教訓に、原子力事故と地震・津波災害との複合災害の発生を想定した原災マニュアルの見直しを含め、原子力災害発生時の危機管理態勢の再構築を早急に図る必要がある。その検討に当たっては、オフサイトセンターの強化という観点に加えて、そもそも現地対策本部に関係機関が参集して事故対処に当たるといふ枠組みでは対応できない事態が発生した場合に、どのような態勢で対応に当たるべきかについても具体的に検討し、必要な態勢を構築しておく必要がある。

原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。また、中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び立地道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

また、現地対策本部の対応拠点であるオフサイトセンターの機能要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを平成24年9月に策定した。加えて、予算措置として、複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備するため、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充し、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施した（平成24年度62.3億円）。

災害発生時には、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、環境副大臣（又は環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとしているが、中央から派遣される職員が到着し、現地対策本部が起動するまでの間は、ERCが地元自治体と連絡調整等のバックアップを行うこととした。

提言（3）2．原子力災害対策本部の在り方に関する提言

一般に、原子力災害が発生した場合、できる限り情報入手が容易で、現場の動きを把握しやすい、現場に近い場所に対策の拠点が設置される必要があ

る。正確な情報を迅速に入手することは、いうまでもなく原子力災害対策の基本である。電力事業者の本社本店に移動することなく、官邸等、政府施設内にいながら、より情報に近接することのできる仕組みの構築が検討されるべきである。

中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び立地道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。また、原子力事故発生時における原子力事業者の事故収束活動に関する情報収集や関係者間における情報共有及びこれに基づく原子力事業者の事故収束の取組を支援するための役割分担・手順などを明確化した。

さらにこの体制を補強するため、現地の対応体制を強化することとし、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、体制を整備した。具体的には、①オンサイト対応については、電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣することとするとともに、②オフサイト対応については、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、環境省副大臣（又は環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとした。

提言（3）3. オフサイトセンターに関する提言

政府は、オフサイトセンターが放射能汚染に十分配慮していなかったことにより使用不能に陥ったことを踏まえ、大規模災害にあっても機能を維持できるオフサイトセンターとなるよう、速やかに適切な整備を図る必要がある。

平成 23 年度から、累次の予算措置により、オフサイトセンターの機能拡充のため、①非常用電源設備の強化、②防護服・マスク・飲食料の備蓄拡充、③代替オフサイトセンター移転を考慮した通信資機材等の整備といった措置を実施している（平成 24 年度 62.3 億円）。また、旧原子力安全・保安院において、オフサイトセンターの在り方に関する専門家による意見聴取会を、平成 24 年 5 月 30 日から 4 回にわたって開催し、①立地地点は原則 PAZ 圏外・UPZ 圏内、②耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化、③UPZ 以遠における代替オフサ

イトセンターの確保等の基本的考え方を整理し、同年8月31日に報告書を取りまとめた。さらに、改正原子力災害特別措置法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを同年9月に策定した。

今後、オフサイトセンターの立地道府県において、上記の省令改正やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備増強を図ることとしている。また、国は、道府県に対し、平成24年度の緊急時安全対策交付金を活用して、施設の移転や放射線防護設備の導入等に必要調査・設計費用を支援するとともに、新たな施設の工事費用に対する財政支援をすることとしている。

提言（４）被害の防止・軽減策に関するもの

提言（４）１．広報とリスクコミュニケーションに関する提言

国民と政府機関との信頼関係を構築し、社会に混乱や不信を引き起こさない適切な情報発信をしていくためには、関係者間でリスクに関する情報や意見を相互に交換して信頼関係を構築しつつ合意形成を図るというリスクコミュニケーションの視点を取り入れる必要がある。緊急時における、迅速かつ正確で、しかも分かりやすく、誤解を生まないような国民への情報提供の在り方について、しかるべき組織を設置して政府として検討を行うことが必要である。広報の仕方によっては、国民にいたずらに不安を与えかねないこともあることから、非常時・緊急時において広報担当の官房長官に的確な助言をすることのできるクライシスコミュニケーションの専門家を配置するなどの検討が必要である。

原子力災害対策指針において、緊急時における住民等への情報提供の体制整備のみならず、平時からの住民等への情報提供についても基本的な考え方を規定した。また、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、原子力規制委員会の取りまとめの下、モニタリング、ERSS等の情報集約と公表を行うことを明確化した。さらに、原子力規制庁に報道官を配置し、定期的に記者へのブリーフィングを行うことで、各種メディア媒体を通し、国民への適切な情報提供を行っている。東京電力福島原子力発電所事故では、想定を超える事象への対応能力が不足しており、分かりやすい説明が十分にできなかったことから、研修や訓練等により、広報担当者の能力向上に努めることとしている。

提言（４）２．モニタリングの運用改善に関する提言

- ① モニタリングシステムが肝心なときにデータ収集ができないなどの機能不全に陥らないよう、単に地震のみでなく、津波・高潮・洪水・土砂災害・噴火・強風等の様々な事象を想定してシステム設計を行うとともに、それらの事象の二つ以上が重なって発生する複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。また、モニタリングカーについて、地震による道路の損傷等の事態が発生し

た場合の移動・巡回等の方法に関して必要な対策を講じるべきである。

- ② モニタリングシステムの機能・重要性について、関係機関及び職員の認識を深めるために、研修等の機会を充実させる必要がある。

東京電力福島原子力発電所事故後、福島県に設置しているモニタリングポストにソーラーパネルによる自己発電及び無線通信方式を導入した。また、平成23年度第3次補正予算において、万一の事故に備えた体制を整備・確保するため、全国の原子力安全事務所（当時）に計3台のモニタリングカーを追加で整備した（平成23年度3次補正予算：9,600万円）。平成24年度より、現地で緊急時モニタリングに従事する自治体職員を対象としたモニタリング実務研修を、自治体に講師を派遣し実施している。

また、原子力規制委員会の下に設置した緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームにおいて緊急時モニタリングの在り方に関する事項を議論し、その結果を取りまとめた。当該取りまとめを踏まえ、原子力災害対策指針の改定原案を作成し、パブリックコメントを踏まえ、平成25年6月5日に原子力災害対策指針を改定した。改定後の原子力災害対策指針では、災害等の様々な要因によりモニタリング要員や資機材が不足する可能性について言及し、対策を講じることとしている。

提言（4）3. SPEEDI システムに関する提言

被害住民の命、尊厳を守る視点を重視して、被害拡大を防止し、国民の納得できる有効な放射線情報を迅速に提供できるよう、SPEEDI システムの運用上の改善措置を講じる必要がある。今後は、様々な複合要因に対して、システムの機能が損なわれることのないよう、ハード面でも強化策が講じられる必要がある。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）等の気象予測や大気中の放射性物質の拡散予測の結果の活用の在り方について検討し、パブリックコメントを行った後、平成25年2月27日に原子力災害対策指針を改定した。

また、①原子力災害時に、放出源情報が得られない場合に備え放出量推定機

能の強化とともに、②SPEEDI の結果の提供方法の多様化の一環として、インターネットや電子メール等を用いて SPEEDI の計算結果の提供を行っている。今後は、改定後の原子力災害対策指針に沿った運用に努めるとともに、通信手段の多様化・多重化を行い、システムの機能が損なわれないよう対策を講じることとしている。

提言（４）４．住民避難の在り方に関する提言

- ① 重大な原発事故が発生した場合に、放射性物質がどのように放出され、風等の影響でどのように流され、地上にはどのように降ってくるのかについて、また、放射線被ばくによる健康被害について、住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動を行うことが必要である。
- ② 地方自治体は、原発事故の特異さを考慮した避難態勢を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要である。
- ③ 避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要がある。
- ④ 以上のような対策を地元の市町村任せにするのではなく、避難計画や防災計画の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国も積極的に関与していく必要がある。
- ⑤ 今回の事故以前の原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力発電所から 8～10km 圏内とすることを大前提に、仮想事故を相当に上回る事故の発生時でも十分対応可能であるとみなして設定されていたが、今回の事故に鑑み、どのような事故を想定して避難区域等を設定するのか再検討することが必要である。また、原子力災害の際の国の責任の重要性に鑑み、単に住民避難等の原子力施設敷地外の対応にとどまらず、事業者と協議しつつ原子力災害の際に事業者への支援や協力として国が

行うべきことの内容を検討すべきである。

平成 24 年 10 月 31 日に策定した原子力災害対策指針において、①平時から、放射性物質の放出形態や原子力災害の特殊性、放射線被ばくの防護措置等に関して住民等への情報の提供を行うこと、②原子力災害対策重点区域の住民等も含めた関係者との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練を行うこと、③即時避難が必要な PAZ や状況に応じて避難等を実施する UPZ の導入、④住民等の避難の際の社会的弱者等のような自力避難が困難な要援護者に対して配慮すること、⑤UPZ に包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要であることを規定した。また、EAL や OIL について、自治体からの意見を聴取しつつ、原子力災害事前対策等に関する検討チームにより検討した内容を、平成 25 年 2 月 27 日に原子力災害対策指針を改定し反映した。具体的には、①緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、②上記区分を判断する EAL、及び全面緊急事態に至った後の防護措置の実施基準としての OIL を具体化した。

また、災害対策基本法及び原災法の規定により、平成 25 年 3 月 18 日までに、原子力災害対策指針等に基づき、原子力災害発生時の避難計画等を含む地域防災計画を改定することとなった。各地方公共団体における改定に向けた検討を支援するため、説明会を実施するとともに、平成 24 年 12 月には地域防災計画作成マニュアル改訂版を策定した。また、UPZ に包含される地域は、複数の府県をまたがる場合も想定されるため、国が複数の府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施した。さらに、地域防災計画の策定に当たり UPZ 決定の参考とすべき情報を得るために、東京電力福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が、より厳しい条件で発生したと仮定した放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、結果を公表した（平成 24 年 10 月の公表後、同年 12 月 13 日に修正。）。また、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成 25 年 3 月末時点で、対象となる地方公共団体のうち約 4 分の 3 が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととして

いる。

提言（４）５．安定ヨウ素剤の服用に関する提言

現在、安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、各自治体等が独自の判断で住民に服用させることができる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、見直す必要がある。

平成 24 年 10 月 31 日に策定した原子力災害対策指針において、PAZ においては、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与の指示を行い、住民等が、避難所等において医療関係者の指示の下、服用できることとし、投与指示については原子力規制委員会が一義的な判断を行うことを規定した。また、安定ヨウ素剤の投与の判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方など、詳細な検討を必要とする事項について、有識者から意見聴取するため、緊急被ばく医療に関する検討チーム、原子力災害事前対策等に関する検討チームを設置し、検討した内容を平成 25 年 2 月 27 日に原子力災害対策指針を改定し反映した。具体的には、PAZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化した。

提言（４）６．緊急被ばく医療機関に関する提言

今回のようなシビアアクシデントが発生した場合においても緊急被ばく医療が提供できるよう、緊急被ばく医療機関を原子力発電所周辺に集中させず、避難区域に含まれる可能性の低い地域を選定し、そこに相当数の初期被ばく医療機関を指定しておくとともに、緊急被ばく医療機関が都道府県を超えて広域的に連携する態勢を整える必要がある。

平成 24 年 10 月 31 日に策定した原子力災害対策指針において、平時から準備されている災害医療組織を活用することなど、緊急被ばく医療体制の整備に関する基本的な考え方を示した。また、緊急救急医療体制における被ばく医療の実施等について詳細な検討を必要とする事項に関して有識者から意見聴取する

ため、緊急被ばく医療に関する検討チームを設置し、検討した内容を平成 25 年 2 月 27 日に原子力災害対策指針を改定し反映した。具体的には、救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて示した。引き続き、緊急被ばく医療体制について必要な検討をしていくこととしている。

提言（４） 7. 放射線に関する国民の理解に関する提言

個々の国民が放射線のリスクについて正確な情報に基づいて判断できるよう、すなわち、情報がないためにいたずらに不安を感じたり、逆にリスクを軽視したりすることがないように、できる限り国民が放射線に関する知識や理解を深める機会が多く設けられる必要がある。

平成 24 年 5 月 31 日、東京電力福島原子力発電所事故により、原子力被災者を始め、国民全般の方が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に講じていくことを目的として、関係省庁等から構成される原子力被災者等の健康不安対策会議において、重点施策として、①関係者の連携、共通理解の醸成、②放射線による健康影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション、③放射線影響等に係る拠点等の整備、連携強化、④国際的な連携の強化の 4 つを掲げた健康不安対策に関するアクションプランを決定した。

現在、健康不安対策に関するアクションプランに沿って、担当する関係省庁等が、当面の取組について着手しているところであり、今後とも具体的な取組を確実かつ計画的に実行していく予定である。

提言（４） 8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援受入れに関する提言

諸外国、とりわけ日本国内に多数の市民が在住する国や近隣国に対する情報提供は、我が国の国民に対するそれと同様に極めて重要であり、迅速かつ正確な情報提供ができるよう、言語の違いにも配慮した上、積極的かつ丁寧な対応が求められる。

原子力災害発生時に諸外国から支援物資の提供があった場合は、できる限り早くこれを受け入れることが、国際礼讓の点からも、国内における支援物

資の必要性を迅速に満たすという点からも必要である。今後は、今回のような初期段階での混乱と不適切な対応が生じないように、支援物資の受入態勢について、担当官庁のマニュアルや原子力事業者防災業務計画等において対応方法を定めておく必要がある。

諸外国との情報共有については、関係省庁間で検討を行い、原子力災害対策マニュアルに規定した。具体的には、①原子力災害が発生した場合、原子力災害対策本部事務局において情報を取りまとめ、一元的に情報発信できる体制を構築すること、②原子力災害対策本部事務局、官邸及び外務省が緊密に連携し、英語資料を作成、公表すること、③情報発信に当たっては、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することができる委員を内閣官房長官会見に同席させること、④国内外の報道機関を通じた外国人への迅速かつ正確な情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国等への情報提供及び広報活動を実施することなどとした。

また、①平成 24 年 3 月に内閣総理大臣決定により官邸国際広報室を設置し、総理・官房長官を始めとする官邸からの対外発信機能を強化、②緊急時に迅速かつ適切な英語による情報発信を可能とする体制の整備、③言語の違い及び情報の受け手が外国人であることを踏まえた効果的な情報発信などの対応を行っている。

諸外国からの支援受入れについても、関係省庁間で検討を行い、原子力災害対策マニュアルに規定した。具体的には、①海外等から支援の申入れを受けた省庁は、原災本部事務局に関連情報とともに通報し、ERC チーム総括班国際担当がその受入れの可能性を検討すること、②ERC チーム総括班国際担当は、支援の受入れを決定した場合、関係省庁、被災地方公共団体又は原子力事業者と協力して、支援の内容、受入日時及び輸送手段の確保などに関する計画を作成し、外務省に送付すること、③外務省は、上記計画の内容を支援申入れ国等に通報し、その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れることなどとした。

提言（５）国際的調和に関するもの

提言（５）１．IAEA 基準などとの国際的調和に関する提言

原子力発電の安全を確保するためには、国内外の原子力に関する知見の蓄積や技術進歩に合わせて国内の規制水準を常に最新のものとしていくことが必要である。そのためには、IAEA 等の国際基準の動向も参照して、国内基準を最新・最善のものとする不断の努力をすべきである。今回の事故への反省を踏まえて、原子力安全に関する教訓を学び、それを我が国のみならず他国での同様の事故の発生防止に資するよう、事故から得られた知見と教訓を国際社会に発信していく必要がある。また、国内基準の見直しを行う場合、それを国際基準として一般化することが有効・有益なものについては、IAEA 等の基準に反映されるように努めるなどして国際貢献を行うべきである。

国内の規制基準の見直しについては、改正原子炉等規制法に基づき、IAEA 等の国際機関の定める安全基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」にて新基準策定に向け検討している。

国際機関等との協調については、これまでも、IAEA、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の特別会合等で、事故から得られた知見及び教訓を情報発信している。また、諸外国に対しても、同様な情報発信を行っている。具体的には、①欧米諸国については二国間協力の枠組みで、②中国・韓国については日中韓上級規制者会合（TRM）の枠組みで、③その他については外務省経由で在日大使館等へ情報提供を行っている。さらに、民生用原子力協力に関する日米二国間委員会（平成 24 年 7 月 24 日開催）、日英原子力対話（同年 10 月 4 日～5 日開催）や原子力エネルギーに関する日仏委員会（同年 10 月 30 日～31 日開催）等において意見交換を行った。

また、平成 24 年 12 月 15 日から 17 日に日本政府主催・IAEA 共催により開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」においても、①東京電力福島原子力発電所事故の知見及び教訓、②国際的な規制基準及び最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力規制の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信した。

引き続き、IAEA、OECD/NEA 等の国際機関が開催する各種国際会議に積極的に

参画し、海外の最新の知見を積極的に取り込んでいくとともに、海外に対して我が国の原子力規制の取組状況に関する情報発信を積極的に行うこととしている。また、海外の原子力規制機関とも引き続き積極的に意見交換を行うとともに、海外の原子力事故・トラブル情報等を収集・評価し、規制への反映の必要性等について随時検討を実施する体制を構築することとしている。

なお、平成 25 年 7 月までに施行予定の改正原子炉等規制法においては、許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新しい基準が定められた場合にも、当該基準に適合させる制度である、いわゆるバックフィット制度が盛り込まれている。

提言（６）関係機関の在り方に関するもの

提言（６）１．原子力安全規制機関の在り方に関する提言

①独立性と透明性の確保

原子力安全規制機関は、原子力安全関連の意思決定を実効的に独立して行うことができ、意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織から機能面で分離されていなければならない。新たな規制機関は、このような独立性と透明性を確保することが必要である。

新たな規制機関に対し、原子力安全に関与する組織として自律的に機能できるように必要な権限・財源と人員を付与すると同時に、国民に対する原子力安全についての説明責任を持たせることが必要である。

原子力規制委員会は、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に規定される委員会として、設置法に基づき、平成 24 年 9 月 19 日に設置された（モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務については、設置法附則の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から同委員会に一元化された。これに伴い、発足当初 473 名だった定員は 527 名となった。）。平成 24 年度予算（補正後）は 377.6 億円であり、このほか、内閣府において、原子力防災関連予算 218.4 億円（補正後）が計上されている。

また、平成 24 年 9 月 19 日の平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の意思決定のルール、「透明性」、「中立性」の確保等が議論され、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等を策定し、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論についても原則公開することを決定するとともに、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報公開するなど、徹底した透明性を確保することを通じて、中立公正性を確保することとした。

原子力規制委員会の意思決定については、平成 24 年 9 月 19 日の平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を策定した。これに基づき、原子力規制委員会そのもの及び

原子力規制委員会に設置される検討チームの議論は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

また、平成 24 年 10 月 10 日の平成 24 年度第 4 回原子力規制委員会において「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。

さらに、原子力規制委員会委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い（それぞれ週に 1 回、週に 2 回）、幅広くメディアからの質問に回答することとしている。

原子力規制委員会は、設置法第 24 条の規定に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととされており、これを着実に実施することとしている。

また、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」において、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談について、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。さらに、平成 25 年 2 月 6 日の平成 24 年度第 27 回原子力規制委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め二人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等を決定した。

さらに、平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることを、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた。（表 6）。

表 6 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからず高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

(1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

(2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

(3) 透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

(5) 緊急時即応

いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

提言（6） 1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言

②緊急事態に迅速かつ適切に対応する組織力

原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、その対応の中心となるべき原子力安全規制機関にあっては、災害発生時に迅速な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施しておくことのみならず、緊急事態において対応に当たる責任者や関係機関に対して専門知識に基づく助言・指導ができる専門能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養が必要である。

また、規制機関においては、責任を持って危機対処の任に当たることの自覚を強く持つとともに、大規模災害に対応できるだけの体制を事前に整

備し、関係省庁や関係地方自治体と連携して関係組織全体で対応できる体制の整備も図った上、その中での規制機関の役割も明確にしておく必要がある。

設置法により改正された原災法に基づき、原子力災害対策本部における役割分担が明確化された。具体的には、改正後の原災法第20条第2項及び第3項において、①技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行うこととされるとともに、②オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係行政機関等が対応することとされた。また、原子力事業者に対して、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。

同時に、原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとされるとともに、②本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとされた。

さらに、設置法により改正された原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置した。議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣を充てることとした。

運用面では、平成24年9月19日の第1回の委員会において、警戒事象が発生した際の規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定した。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどを整備した。

平成24年10月25日に宮城県沖で地震が発生（石巻市で震度5弱を観測）した際には、上記マニュアルに沿って原子力規制委員会委員長以下、委員及び原子力規制庁幹部が原子力規制委員会非常災害対策センターに参集し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部を設置して緊急時対応を行った。また、10月5

日には、委員が、自衛隊及び警察の協力を得て、日本原燃株式会社・六ヶ所再処理施設への現地参加訓練を行ったほか、11月上旬には原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部等を対象とした参集訓練を、12月下旬には課長級以下の原子力規制庁職員を対象とした通信機器の習熟訓練及び官邸の危機管理センターとの情報伝達訓練を実施した。

訓練等により得た教訓を踏まえ、平成25年1月に原子力規制委員会初動対応マニュアルを見直し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部・管理職の参集体制の強化や宿日直体制の増強等を行った。この他、職員の専門性を向上するため、法律上の資格が必要とされる原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修や実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等を実施した。さらに、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理のあり方についての講演会を実施した。

提言（6）1．原子力安全規制機関の在り方に関する提言

③国内外への災害情報の提供機関としての役割の自覚

新たな原子力安全規制機関にあっては、情報提供の在り方の重要性を組織として深く自覚し、緊急時に適時適切な情報提供を行い得るよう、平素から組織的に態勢を整備しておく必要がある。

平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会において、警戒事象が発生した際の規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定した。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどを整備した。

また、原子力規制委員会では、委員長が週1回、報道官として原子力規制庁次長が週2回定例で記者会見を行っており、「Youtube」において生中継を行っている。緊急時には、こうした態勢も活用しつつ、適時適切な情報提供に努めることとされている。

提言（6） 1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言

④優秀な人材の確保と専門能力の向上

新たな原子力安全規制機関は、優れた専門能力を有する優秀な人材を確保できるような処遇条件の改善、職員が長期的研修や実習を経験できる機会の拡大、原子力・放射線関係を含む他の行政機関や研究機関との人事交流の実施など、職員の一貫性あるキャリア形成を可能とするような人事運用・計画の検討が必要である。

専門的知見を有する職員の育成が不可欠であるとの認識の下、①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力安全規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習や模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズムや計測方法等を習得する実技研修、③実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修を実施した。また、原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義の実施等の新たな取組を開始した。さらに、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を実施した。

また、国内の関連大学院へ原子力規制庁職員3名を派遣し、米国原子力規制委員会（NRC）等の海外の原子力規制機関や IAEA 等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

さらに、専門的な知見や経験を有する者を原子力規制庁発足時及び年度途中においても13人採用するとともに、平成25年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始するなど、人材の確保のための取組に着手した。

また、原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに原子力安全基盤機構を廃止するものとし、原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。このほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。平成25年3月27日の平成24年度第34回原子力規制委員会において、原子力規制委員会の事務局である原子

力規制庁と原子力規制委員会の技術支援機関である原子力安全基盤機構との間で、基準策定や審査・検査、安全研究等の原子力規制に直接的に関係する業務に加え、人事交流・研修等の人材育成等についても連携強化を進めていくことを決定した。

提言（6） 1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言

⑤科学的知見蓄積と情報収集の努力

新たに発足する原子力安全規制機関は、関連学会や専門ジャーナル（海外も含む。）、海外の規制機関等の動向を絶えずフォローアップし、規制活動に資する知見を継続的に獲得していく必要がある。

また、その知見の意味するところを理解し、これを組織的に共有した上で十分に活用するとともに、その成果を組織として継承・伝達していく必要がある。

⑥国際機関・外国規制当局との積極的交流

国の行政機関の定員措置については行政機関全体の問題であることから保安院等のみに関する検討で済むものではないが、原子力安全の重要性に鑑み、新たに設置される原子力安全規制機関の定員措置については十分に考慮する必要がある。また、新設の規制機関においては、前記定員措置のほか、国際貢献を果たすにふさわしい態勢整備に努めるとともに、国際機関・外国規制当局との人的交流を担える人材の育成に努めるべきである。

IAEA、OECD/NEA 等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の特別会合等で、事故から得られた知見及び教訓を情報発信するとともに、原子力規制に関する海外の最新の知見を収集している。また、二国間協力の枠組みで、欧米諸国の原子力規制機関と、また、日中韓上級規制者会合（TRM）の枠組みで、中国及び韓国と原子力規制に関する情報意見交換を行っている。さらに、民生用原子力協力に関する日米二国間委員会（平成 24 年 7 月 24 日開催）、日英原子力対話（同年 10 月 4 日～5 日開催）や原子力エネルギーに関する日仏委員会（同年 10 月 30 日～31 日開催）等において意見交換を行った。

また、新しい規制機関としての組織の在り方、規制活動への取組等を含む全

般的な課題について広く国際的な知見を反映させることが重要との観点から、原子力規制委員会は、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、米国、英国及びフランスの規制機関のトップとしての活動歴を持つ3名の有識者を「国際アドバイザー」に委嘱し、平成24年12月14日に東京で原子力規制委員会との意見交換会を開催した（表7）。その際、国際アドバイザーからは、継続的に安全性の向上を目指す安全文化を醸成する上での規制当局の役割と事業者の役割や、国民からの信頼を回復するための規制当局としての活動の在り方について意見が述べられた。

表7 国際アドバイザー

| | |
|--|---|
| <p>アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste</p> | <p>フランス原子力安全機関（ASN: Autorité de sûreté nucléaire）前委員長 2007年のIAEAによる対日総合規制評価サービス（IRRS（Integrated Regulatory Review Service））団長</p> |
| <p>リチャード・メザーブ Richard A. Meserve</p> | <p>米国原子力規制委員会（NRC: Nuclear Regulatory Commission）元委員長 IAEA国際原子力安全諮問グループ（INSAG: International Nuclear Safety Group）議長 国会事故調査委員会における参考人</p> |
| <p>マイケル・ウェイトマン Michael Weightman</p> | <p>英国原子力規制機関（ONR: Office for Nuclear Regulation）前機関長 IAEA福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長</p> |

※肩書きは、平成25年3月31日現在

また、国内の関連大学院へ原子力規制庁職員3名を派遣し、NRC等の海外の原子力規制機関やIAEA等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

特に重要な課題である、国際的にも通用する人材の確保・育成のため、専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図るだけでなく、海外の原子力規制機関への職員派遣についても引き続き検討することとしている。また、海外の原子力規制機関等とも引き続き積極的に意見交換を行う方針である。

また、原子力規制委員会では、世界で最も高いレベルの原子力規制の実現等の重要課題に対処するため、必要な予算要求を行い、原子力安全基盤機構等の

関係独立行政法人と連携した安全研究を進めている。さらに、原子力規制庁に、原子力利用における安全の確保のための技術に関する研究の推進に関する事務を行う安全研究推進室を設置し、原子力安全規制のための研究が、規制上の課題に対応し、また規制上の優先度を踏まえたものとなるよう、関係機関が常にその内容を調整できる仕組みの検討を開始した。こうした活動によっても、規制活動に資する知見の獲得に努めている。

提言（6） 1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言

⑦規制当局の態勢の強化

原子力発電の安全を確保するためには、単に発生した個別問題への対応にとどまらず、国内外の最新の知見はもとより、国際的な安全規制や核セキュリティ等の動向にも留意しつつ、国内規制を最新・最善のものに改訂する努力を不断に継続する必要がある。原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、災害発生時に迅速かつ有効な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施し緊急時の対応に万全を期すべきである。さらに、緊急事態において専門知識に基づく的確な助言・指導ができる専門的技術能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養に努めなければならない。そのためには、それにふさわしい予算・人的スタッフの在り方の検討が必要である。

原子力規制委員会は、平成 24 年 10 月 19 日、原子力緊急事態における原子力規制委員会の応急対策に関して技術的事項の検討に関する支援を行う緊急事態応急対策委員を任命した。また、緊急事態対応能力の強化に向けて、原子力発電所などにおける緊急事態発生時に対応する担当委員と原子力規制庁職員で、各事業者において事故対応の中核となるグループとのヒアリングや意見交換などの取組を実施するとの方針が、平成 25 年 3 月 6 日の平成 24 年度第 32 回原子力規制委員会で決定された。

原子力規制委員会は、平成 24 年 10 月 19 日、原子力緊急事態における原子力規制委員会の応急対策に関して技術的事項の検討に関する支援を行う緊急事態応急対策委員を任命した。また、緊急事態対応能力の強化に向けて、原子力発電所などにおける緊急事態発生時に対応する担当委員と原子力規制庁職員で、

各事業者において事故対応の中核となるグループとのヒアリングや意見交換などの取組を実施するとの方針が、平成 25 年 3 月 6 日の平成 24 年度第 32 回原子力規制委員会で決定された。

また、災害対策基本法及び原災法の規定により、平成 25 年 3 月 18 日までに、原子力災害対策指針等に基づき、原子力災害発生時の避難計画等を含む地域防災計画を改定することとなった。各地方公共団体における改定に向けた検討を支援するため、説明会を実施するとともに、平成 24 年 12 月には地域防災計画作成マニュアル改訂版を策定した。また、UPZ に包含される地域は、複数の府県をまたがる場合も想定されるため、国が複数の府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施した。さらに、地域防災計画の策定に当たり UPZ 決定の参考とすべき情報を得るために、東京電力福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が、より厳しい条件で発生したと仮定した放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、結果を公表した（平成 24 年 10 月の公表後、同年 12 月 13 日に修正。）。また、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成 25 年 4 月末時点で、対象となる地方公共団体のうち約 4 分の 3 が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

規制当局の態勢拡充については、専門的な知見や経験を有する者を原子力規制庁発足時及び年度途中においても 13 人採用するとともに、平成 25 年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始するなど、人材の確保のための取組に着手した。

しかしながら、原子力規制行政に対する内外の信頼を確保する上で、原子力規制委員会の現在の体制は必ずしも十分とはいえず、今後、その一層の専門性の向上と機能強化に向けて検討していくこととしている。

提言（6）2. 東京電力の在り方に関する提言

東京電力は、原子力発電所の安全性に一義的な責任を負う事業者として、国民に対して重大な社会的責任を負っているが、津波を始め、自然災害によって炉心が重大な損傷を受ける事態に至る事故の対策が不十分であり、福島第一原発が設計基準を超える津波に襲われるリスクについても、結果として

十分な対応を講じていなかった。組織的に見ても、危機対応能力に脆弱な面があったこと、事故対応に当たって縦割り組織の問題が見受けられたこと、過酷な事態を想定した教育・訓練が不十分であったこと、事故原因究明への熱意が十分感じられないことなどの多くの問題が認められた。東京電力は、当委員会の指摘を真摯に受け止めて、これらの問題点を解消し、より高いレベルの安全文化を全社的に構築するよう、更に努力すべきである。

東京電力においては、原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、平成 24 年 5 月に政府から認定を受けた総合特別事業計画（平成 25 年 2 月に一部変更の認定（賠償支援枠等の拡大））に沿って、賠償、廃止措置、電力の安定供給という社会に対する重要な責務を果たすため、その実現に向けて、「意識改革」の実行に着手している。

特に危機管理体制については、安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けて、東京電力社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」が平成 24 年 9 月に設置され、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督している。原子力改革特別タスクフォースにおいては、平成 25 年 3 月に、福島原子力事故の根本原因分析と対策について盛り込んだ最終報告書（福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン）を公表した。当該報告書に基づき、取締役会の原子力安全に関するリスク管理強化の目的で、取締役会直轄の内部規制組織として、「原子力安全監視室」が設置されることとなっている。「原子力安全監視室」は、責任者を社外から招へいし、執行側から独立した第三者の専門的知見を効果的に具体的に活用しつつ、執行側の原子力事業の運営を独立かつ直接的に評価し、原子力安全に関する監視・助言を行うとともに、取締役会に報告する役割を担うこととされている。

今後とも東京電力が総合特別事業計画に沿って、「意識改革」を進めていくよう、引き続き促していくこととしている。

提言（6）3. 安全文化の再構築に関する提言

一旦事故が起きると、重大な事態が生じる原子力発電事業においては、安全文化の確立は国民の命に関わる問題である。我が国において、安全文化が

十分に定着しているとは言い難い状況にあったことに鑑みると、今回の大災害の発生を踏まえ、事業者や規制当局、関係団体、審議会関係者などおよそあらゆる原発関係者には、安全文化の再構築を図ることを強く求めたい。

平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた。

また、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理のあり方についての講演会や品質管理に関する講演会を実施した。

さらに、原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、平成 25 年 1 月 9 日に政策評価基本計画及び評価の対象となる施策を整理した政策体系を、同年 3 月 27 日に平成 25 年度事後評価実施計画を決定した。今後、政策評価基本計画等に基づき、毎年度、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施し、PDCA サイクルを通じて業務の自己改善を図っていくこととしている。

また、原子力安全基盤機構では、安全文化の構築に向けて、事故調の指摘事項についての研修（平成 24 年 9 月以降全 9 回）や技術者倫理についての研修（同年 9 月以降全 3 回）、安全文化研修（平成 25 年 2 月以降全 6 回）を実施している。今後、安全文化の構築に向け、取り組むべき全体像を整理した安全文化醸成計画を策定し、職員への研修等の継続を含め、平成 25 年度からは同計画に沿った活動を展開することとしている。さらに、独立行政法人放射線医学総合研究所においても、安全文化の醸成を目的に「安全文化講習会」を実施する予定である。

原子力事業者等は、東京電力福島原子力発電所事故を踏まえ、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である INPO（原子力発電運転協会）にならって、一般社団法人原子力安全推進協会（以下「協会」という。）という新たな組織を、平成 24 年 11 月 15 日に立ち上げた。

協会は、①安全性向上対策の評価と提言・勧告及び支援、②原子力施設の評価と提言・勧告及び支援、③これらの活動を支えるための諸活動（トラブル情報分析、規格基準作成、人材育成等）を業務の柱とし、①については、安全性

向上に係る欧米の取組状況の調査・分析を進めるとともに、②については、INPO や WANO（世界原子力発電事業者協会）等の取組を参考に評価・支援業務の見直しを行い、今後予定している東北電力東通原子力発電所の評価に適用することとしている。また、協会の評価チームへ INPO 等海外レビューワー（評価者）を受け入れる準備を進めている。また、上記①、②の活動については協会代表と事業者トップが直接意見交換する会合を開催するなどのコミュニケーションを行っている。

今後の取組としては例えば、①INPO のように発電所運営についてのレーティング（保険料率算定）を行い、各社トップがピアプレッシャー（同業者からの評価）によって安全性を向上させていく仕組みの導入、②レーティングと保険料率とが結びついた経済インセンティブの導入、③INPO や WANO 等の国際的な機関との連携等の取組等により機能強化を図るとともに、不断の見直しを行っていくことを期待している。

提言（７）継続的な原因説明・被害調査に関するもの

提言（７）１．事故原因の説明継続に関する提言

国、電力事業者、原子力発電プラントメーカー、研究機関、関連学会といったおよそ原子力発電に関わる関係者（関係組織）は、今回の事故の検証及び事実説明を積極的に担うべき立場にあり、こうした未説明の諸事項について、それぞれの立場で包括的かつ徹底した調査・検証を継続するべきである。特に国は、当委員会や国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の活動が終わったことをもって、福島原発災害に関する事故調査・検証を終えたとするのではなく、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきである。とりわけ、放射線レベルが下がった段階での原子炉建屋内の詳細な実地検証（地震動の影響の検証も含む。）は必ず行うべき作業である。

設置法第４条第１項第１０号の規定に基づき、原子力事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査を行うことが原子力規制委員会の任務とされた。これに基づき、平成２５年３月２７日の平成２４年度第３４回原子力規制委員会において、継続的な事故分析を中長期にわたる原子炉内の調査等も踏まえつつ技術的な側面から継続させるため、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会を設置した。

また、東京電力福島第一原子力発電所の特別な管理は今後も続くことが想定されることから、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第６４条の２第１項に基づき、平成２４年１１月７日に東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設に指定した。これに伴い、同年１２月７日、事業者から特定原子力施設に係る実施計画が提出されたところ。特定原子力施設については、その監視・評価を行うための特定原子力施設監視・評価検討会を設置しており、同年１２月６日以降、２回の現地調査と７回の検討会を実施した。

さらに、平成２４年１０月に実施した１号機の原子炉格納容器の内部調査や同年１１月に行ったロボットカメラを用いた３号機の原子炉建屋内の高線量エリアの調査を始め、東京電力が格納容器内部や原子炉建屋内の調査を順次実施中であり、その結果については原子力規制庁においても聴取している。

提言（7）2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言

未曾有の原子力災害を経験した我が国としてなすべきことは、「人間の被害」の全容について、専門分野別の学術調査と膨大な数の関係者・被害者の証言記録の収集による総合的な調査を行ってこれらを記録にまとめ、被害者の救済・支援復興事業が十分かどうかを検証するとともに、原発事故がもたらす被害がいかに深く広いものであるか、その詳細な事実を未来への教訓として後世に伝えることであろう。福島原発災害に関わる総合的な調査の結果を踏まえて記された「人間の被害」の全容を教訓として後世に伝えることは、国家的な責務であると当委員会考える。「人間の被害」の調査には、様々な学問分野の研究者の参加と多くの費用と時間が必要となるだろうが、国が率先して自治体、研究機関、民間団体等の協力を得て調査態勢を構築するとともに、調査の実施についても必要な支援を行うことを求めたい。

東京電力福島原子力発電所事故における住民等の避難については、住民、関係自治体、避難支援者等に対する調査の実施を検討しており、平成 24 年 11 月に調査に向けて有識者による準備会合を開催し、同年 12 月に有識者による警戒区域内の現地視察を実施した。今後は、有識者からなる調査委員会を設置し、平成 25 年度に調査を実施することとしている。

また、平成 24 年 8 月より、国立国会図書館、復興庁等と連携し、東日本大震災アーカイブの効果的な実施のために必要となる課題の抽出に係る議論を行っている。今後は、東日本大震災アーカイブの効果的な実施に向け、今後も議論を継続して行うこととしている。

震災関連死に関する調査については、復興副大臣を座長とし関係府省を構成員とする「震災関連死に関する検討会」を開催し、平成 24 年 8 月 21 日に原因等の分析結果や今後の対応を内容とする「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。また、福島県における死者数が、発災から 1 年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して、国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策を検討し、平成 25 年 3 月 29 日に「福島県における震災関連死防止のための検討報告」を取りまとめた。さらに、同年 3 月 31 日までに把握できた震災関連死の死者数について、全国の地方公共団体に協力を得つつ、調査を行った。